



築100年の益子さんの古民家を鑑定する鈴木代表理事(左)(18日、鹿沼市で)

古民家保存 活用の動き

築50年以上の古民家の価値を鑑定し、保存・活用しようとする動きが県内で広がっている。本県の建築業関係者らによる社団法人「県古民家再生協会」が2011年6月に発足して以来、同協会が普及促進を図る資格「古民家鑑定士」の人数は県内で46人にまで増え、協会が視察した古民家も80件に上る。残せる古民家は保存し、解体する場合も材木を他の建築物に生かそうという、古民家の文

* 県内に「鑑定士」46人

化を将来に伝える取り組みだ。28日には、今年度最初の鑑定士の講習・試験を宇都宮市で行う。

木材の強度が魅力

「この家の木材は、今が一番強度があるんです。解体するなんてもったいない」。今月18日、鹿沼市磯町の築100年の古民家で、協会の鈴木健代表理事が指摘した。木材はすすけて黒光りしているが、クギを使わずに日本の伝統工

古民家鑑定士 厚生労働省認可の財団法人「職業技能振興会」が2009年に創設した資格。鑑定や材木活用などを通じ、文化的価値の高い古民家を残したり、無駄な森林伐採を避けたりして、環境保護などに貢献する。今年3月末現在で、全国に約6000人いる。

販売 買入
専門店
大光堂
宇都宮市中央5-1-15
023-633-6349

須塩原市で建築業などを営む鈴木代表理事は、古民家が解体される現場を多数見てきた。「リフォームすればまだ住める住宅がほとんど。良質の木材も捨てられている」。疑問を感じて自ら鑑定士の資格を取得し、一昨年6月に協会を設立した。

協会は鑑定士の認定試験を行うほか、413項目の基準を基に、古民家の評価額や文化的価値を判断する。実際に鑑定まで行ったのは6件にとどまるが、視察や相談はこれまでに80件以上。鑑定士の資格取得者は46人に達した。

鑑定料は3万円で、鑑定後にリフォームが必要な場合は、業者を紹介したり、材木の再利用を勧めたりしている。協会には「古民家に移住したい」という問い合わせが、多い日には20件以上あるといい、県や各市区と連携して県内への移住

促進にもつなげている。鈴木代表理事によると、木材は切り出した後100年前後で最も強度が増し、その後800〜1000年かけて徐々に切り出した頃と同等の強度に戻るといいう。「古民家は材木としても一級品。新築物件に転用して古材の趣を生かした空間を作ることできる」

28日には、宇都宮市元今泉のマロニエプラザで古民家鑑定士の講習・試験を行う。午前10時から教科書を使用した講習を受けた後、認定試験に臨む。講習費は1万4000円、受験料は9000円。締め切りは21日。問い合わせは同協会(0287-73-4004)へ。

車求む!
☆出張無料査定☆
☆電話査定☆
GAUSS CAR MARKET
2号館買取ステージ
小山市喜沢日光道1163
☎0120-972-868